

重要

葛飾区清掃事務所からのお知らせ



区内でお仕事をしている事業者の皆さまへ

平成21年4月から事業系ごみの排出ルールが変更になりました

多量の事業系ごみは民間収集をご利用ください

事業系ごみは自己処理が原則です



(法令抜粋)

「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」

第3条 事業者は、その事業活動に伴って生じた廃棄物を自らの責任において適正に処理しなければならない。

「葛飾区廃棄物の処理及びリサイクルに関する条例」

第9条 第2項 事業者は、その事業系廃棄物を自らの責任において適正に処理しなければならない。

「事業系ごみ」とは、家庭生活から発生する「家庭ごみ」以外のもの全てをいい、事業そのものから出たごみはもちろん、従業員が飲食した後の弁当容器なども含まれます。

葛飾区では、今まで事業系ごみを家庭ごみの収集に支障のない範囲で有料ごみ処理券を貼付していただき、収集を行ってききました。しかし、現在、区内から発生するごみの約4割を事業系ごみが占め、家庭ごみはプラマークの分別回収などにより、ごみの減量・リサイクルは進んでいますが、事業系ごみの減量はなかなか進んでいないのが現状です。

このため、区が収集するごみの量を制限することで、ごみの排出抑制を図り、事業系ごみの減量を目指します。

葛飾区が集積所から収集できる事業系ごみは、

1回の排出量の上限が90ℓまでとなります



$$45\ell \times 3 = 135\ell$$

90ℓを超えているので

葛飾区では収集できません



$$45\ell \times 2 = 90\ell$$

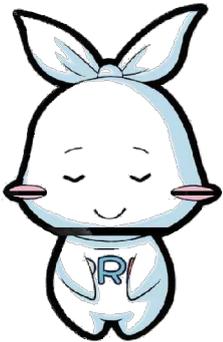
90ℓ以内なので

葛飾区で収集できます

燃やすごみ、燃やさないごみ、プラマーク、資源の4種類の品目のうちいずれか1種類でも90ℓ以上の排出がある事業者は、民間収集へ転換指導させていただきます。

区内でお仕事をしている事業者の皆さまへ

すぐに区の収集を停止することはありません。



区内の許可業者が
つくる事業組合で
許可業者を紹介し
ています。

平成21年4月以降、1回の排出で90ℓを超えるごみ・資源の排出がある場合には、多量排出事業者として区の職員が民間収集への転換のお願いをさせていただきます。

この場合、自己処理の原則として全てのごみ（資源を含む）を民間収集に切り替えさせていただきますことをお願いしています。

東京都環境衛生事業協同組合 葛飾区支部

☎ 5672-1640

東京廃棄物事業協同組合 葛飾支部

☎ 3695-3735

※葛飾区ホームページから上記以外の許可業者も検索できます。

<http://www.city.katsushika.lg.jp/kurashi/079/007981.html>

分別方法、収集・運搬料金、収集時間、収集回数、収集場所など様々な違いがあります。

各事業者の皆さんのニーズに合った許可業者をお探してください。

1回の排出が90ℓ以内で区の収集を利用される事業者の方へ

やむをえず集積所に資源やごみを出す場合は、1回あたり90ℓ（45ℓで2袋）を上限として、下記を目安に必ず葛飾区発行の事業系有料ごみ処理券（有料シール）に事業者名を明記して貼ってください。

燃やすごみ・燃やさないごみ … 容器で出す場合はごみの量に応じて、袋で出す場合は中身のプラスチック製容器包装 量に関係なく袋の容量にあった有料シールを貼ってください。

新聞・雑誌・雑紙・紙パック … 束ねた厚さ10cmにつき10ℓの有料シール

段ボール … みかん箱の大きさを目安に、2枚につき10ℓ

ペットボトル・食品トレイ … 袋の容量にあった有料シール 傘 3本につき10ℓ

蛍光管（長さ120cmを目安） 5本につき10ℓ 一斗缶 1ヶにつき10ℓの有料シール

袋や容器で排出する場合、容器の場合はごみの容量の有料シールを、袋で出す場合は中身の量に関係なく袋の容量の有料シールを貼付してください。

事業系有料ごみ処理券には必ず「事業者名」を明記してください。
排出ルール変更に伴い、今後、無記名のものは収集できない場合があります。ご協力をお願いいたします。

【問い合わせ先】
葛飾区清掃事務所
3693-6113